

令和 7 年 度

佐賀市決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

佐賀市監査委員

凡 例

- 1 表中の単位未満は、四捨五入することを原則としているので、内訳の計と総数が一致しない場合がある。
- 2 文中で用いる「ポイント」は、前年度の％及び指数との比較を示したものである。
- 3 各表中の符号等の用法は、次のとおりである。
 - 「－」 … 該当数値のないもの
 - 「△」 … マイナス

佐市監査第 130 号
令和 8 年 8 月 24 日

佐賀市長 坂 井 英 隆 様

佐賀市監査委員 大 島 竜 二

佐賀市監査委員 江 頭 弘 美

令和 7 年度佐賀市決算に基づく財政健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 13 日付け佐市財第 59 号で審査に付された令和 7 年度佐賀市決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和 7 年度佐賀市各会計決算に基づく健全化判断比率審査意見

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
第 5	比率別の状況	1
1	実質赤字比率	1
2	連結実質赤字比率	2
3	実質公債費比率	3
4	将来負担比率	4

令和 7 年度佐賀市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1	審査の対象	5
第 2	審査の期間	5
第 3	審査の方法	5
第 4	審査の結果	5
第 5	事業別の状況	6

参考資料	7
------	---

用語の解説	8
-------	---

令和7年度佐賀市各会計決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和7年度佐賀市各会計決算に基づく健全化判断比率

第2 審査の期間

令和8年7月13日から令和8年8月17日まで

第3 審査の方法

健全化判断比率の審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定基礎事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及びその他の関係法令等に従い適正に算定され、作成されているかについて、関係諸帳簿及び証拠書類の照合を行い、関係者に説明を求めるとともに、決算審査の結果も考慮して審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定基礎事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に従い適正に算定され、作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況

(単位：％、ポイント)

区 分	令和7年度	令和6年度	増減(ポイント)	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	－	－	－	11.25
連結実質赤字比率	－	－	－	16.25
実質公債費比率	2.2	2.4	△ 0.2	25.0
将 来 負 担 比 率	－	－	－	350.0

※ 上記表中の「－」は、比率が発生していないことを表している。

第5 比率別の状況

1 実質赤字比率

実質赤字比率は、実質収支が黒字のため、前年度に続き算定されない。

なお、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率（％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

また、実質赤字比率算出のための数値は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	金 額	実質赤字比率(%)	—
歳入決算額	121,904,644		
歳出決算額	119,547,491		
翌年度へ繰り越すべき財源	801,168		
実質収支額	1,555,985		
標準財政規模	59,044,027		

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字のため、前年度に続き算定されない。
なお、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率（％）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

また、連結実質赤字比率算出のための数値は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

会 計 名		実質収支額	資金不足・剰余額
一 般 会 計 等	一般会計	1,555,985	—
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	195,068	—
	国民健康保険診療所特別会計	0	—
	後期高齢者医療特別会計	122,729	—
法 適 用 企 業	自動車運送事業会計	—	420,912
	水道事業会計	—	5,633,013
	工業用水道事業会計	—	48,211
	下水道事業会計	—	1,054,718
	富士大和温泉病院事業会計	—	482,256
小計		1,873,782	7,639,110
連結実質収支額		9,512,892	
標準財政規模		59,044,027	
連結実質赤字比率(%)		—	

※ 資金不足・剰余額の欄は、資金不足額が生じた場合は負の値、資金剰余額が生じた場合は正の値で表示している。

※ 資金不足額の算式については、P6に掲載している。

3 実質公債費比率

実質公債費比率は、2.2%で、前年度に比べ0.2ポイントの減少となり、早期健全化基準25.0%を下回っている。

なお、比率は次の算式による。

$$\text{単年度実質公債費比率（％）} = \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})}{\text{⑤} - \text{④}} \times 100$$

$$\text{実質公債費比率（％）} = \text{直近3か年の単年度実質公債費比率の平均}$$

①元利償還金（繰上償還等を除く。）④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

②準元利償還金

⑤標準財政規模

③特定財源

また、実質公債費比率算出のための数値は次表のとおりである。

(単位：千円、％)

区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
元利償還金（一般会計等）①	9,305,472	9,376,799	9,506,956
一般会計	9,305,472	9,376,799	9,506,956
準元利償還金②	1,564,429	1,591,398	1,570,561
国民健康保険特別会計	0	0	16,893
国民健康保険診療所特別会計	977	690	712
自動車運送事業会計	0	0	0
水道事業会計	55,684	16,221	7,240
工業用水道事業会計	7,034	4,171	3,013
下水道事業会計	1,031,866	1,088,677	966,077
富士大和温泉病院事業会計	142,347	129,719	132,020
一部事務組合	306,414	334,638	428,237
公債費に準ずる債務負担行為額	20,107	17,282	16,369
特定財源③	1,111,951	952,036	906,916
国、県からの利子補給	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	649	922	935
公営住宅使用料	271,653	278,175	240,679
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	653,560	672,939	665,302
その他	186,089	0	0
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④	8,734,945	9,062,446	8,898,533
標準財政規模⑤	59,044,027	57,670,952	56,033,669
単年度実質公債費比率(％)	2.03344	1.96203	2.69877
実質公債費比率（3か年平均）(％)	2.2		

※ 実質公債費比率は、単年度分は小数第6位四捨五入、3か年平均は小数第2位切捨てとなる。

4 将来負担比率

将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能な財源等が上回っているため、前年度に続き算定されない。

なお、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率（\%）} = \frac{\text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④})}{\text{⑤} - \text{⑥}} \times 100$$

- ①将来負担額 ④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
 ②充当可能基金額 ⑤標準財政規模
 ③特定財源見込額 ⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

また、将来負担比率算出のための数値は次表のとおりである。

(単位：千円、%)	
区 分	金額等
将来負担額①	111,951,752
地方債の現在高	84,429,965
債務負担行為に基づく支出予定額	448,306
公営企業債等繰入見込額	12,249,030
組合負担等見込額	2,256,680
退職手当負担見込額	12,567,771
設立法人の負債額等負担見込額	0
地方道路公社	—
土地開発公社	0
地方独立行政法人	—
第三セクター等	0
連結実質赤字額	0
組合等に対する連結実質赤字額負担見込額	0
充当可能基金額②	20,890,711
特定財源見込額③	8,427,416
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額④	88,760,410
標準財政規模⑤	59,044,027
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額⑥	8,734,945
将来負担比率(%)	—

令和7年度佐賀市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和7年度 佐賀市自動車運送事業会計決算に基づく資金不足比率
 令和7年度 佐賀市水道事業会計決算に基づく資金不足比率
 令和7年度 佐賀市工業用水道事業会計決算に基づく資金不足比率
 令和7年度 佐賀市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率
 令和7年度 佐賀市立富士大和温泉病院事業会計決算に基づく資金不足比率

第2 審査の期間

令和8年7月13日から令和8年8月17日まで

第3 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及びその他の関係法令等に従い適正に算定され、作成されているかについて、関係諸帳簿及び証拠書類の照合を行い、関係者に説明を求めるとともに、決算審査の結果も考慮して審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に従い適正に算定され、作成されているものと認められた。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
自 動 車 運 送 事 業 会 計	—	20.0
水 道 事 業 会 計	—	
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	
富 士 大 和 温 泉 病 院 事 業 会 計	—	

※ 上記表中の「—」は、各公営企業とも資金不足がないことを表している。

第5 事業別の状況

資金不足比率は、各事業会計において資金不足は生じていないため、算定されない。

なお、比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率（％）} = \frac{\text{【資金不足額】（①＋②－③）－④}}{\text{【事業の規模】 ⑤－⑥}} \times 100$$

①流動負債

③流動資産

⑤営業（医業）収益

②特定の地方債の現在高

④解消可能資金不足額

⑥受託工事収益

※ 「特定の地方債」とは、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債である。

また、資金不足比率算出のための各事業会計の数値は次表のとおりである。

（単位：千円、％）

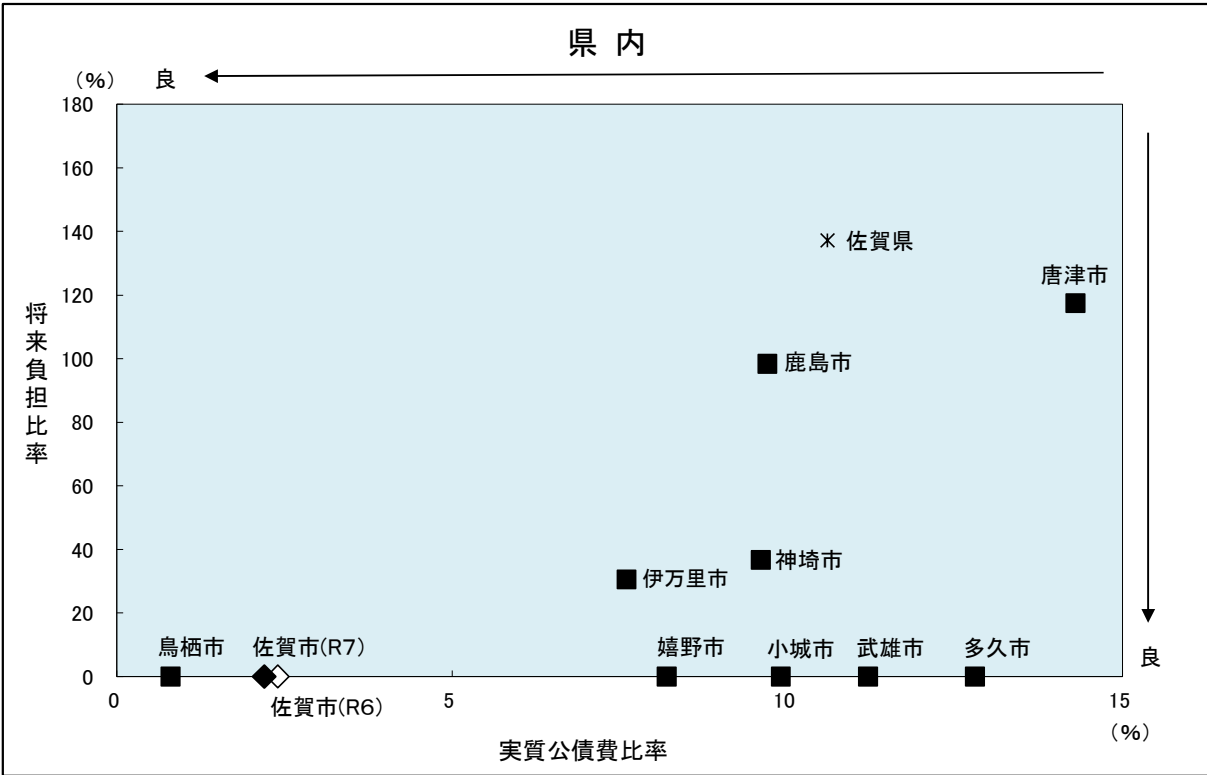
区 分		自 動 車 運 送 事 業 会 計	水 事 業 会 計	工 業 用 道 水 事 業 会 計	下 水 道 事 業 会 計	富 士 大 和 温 泉 病 院 事 業 会 計
流 動 負 債 (B/S)	A	170,527	1,103,529	34,978	4,921,958	337,353
（控除企業債等）	B	2,164	416,702	6,817	3,819,821	221,843
流 動 負 債	A-B ①	168,363	686,827	28,161	1,102,137	115,510
特 定 の 地 方 債 の 現 在 高	②	0	0	0	0	0
流 動 資 産 (B/S)	C	589,275	6,319,840	76,372	2,156,855	597,766
（控除財源）	D	0	0	0	0	0
流 動 資 産	C-D ③	589,275	6,319,840	76,372	2,156,855	597,766
解 消 可 能 資 金 不 足 額	④	0	0	0	0	0
資 金 不 足 額 (①+②-③)-④		—	—	—	—	—
営 業（医業）収 益	⑤	831,031	3,633,713	4,608	3,921,120	857,213
受 託 工 事 収 益	⑥	0	11,637	0	103,983	0
事 業 の 規 模 ⑤-⑥		831,031	3,622,076	4,608	3,817,137	857,213
資 金 不 足 比 率（％）		—	—	—	—	—

※ 「控除企業債等」は、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で建設改良費等に充てるためのもの。

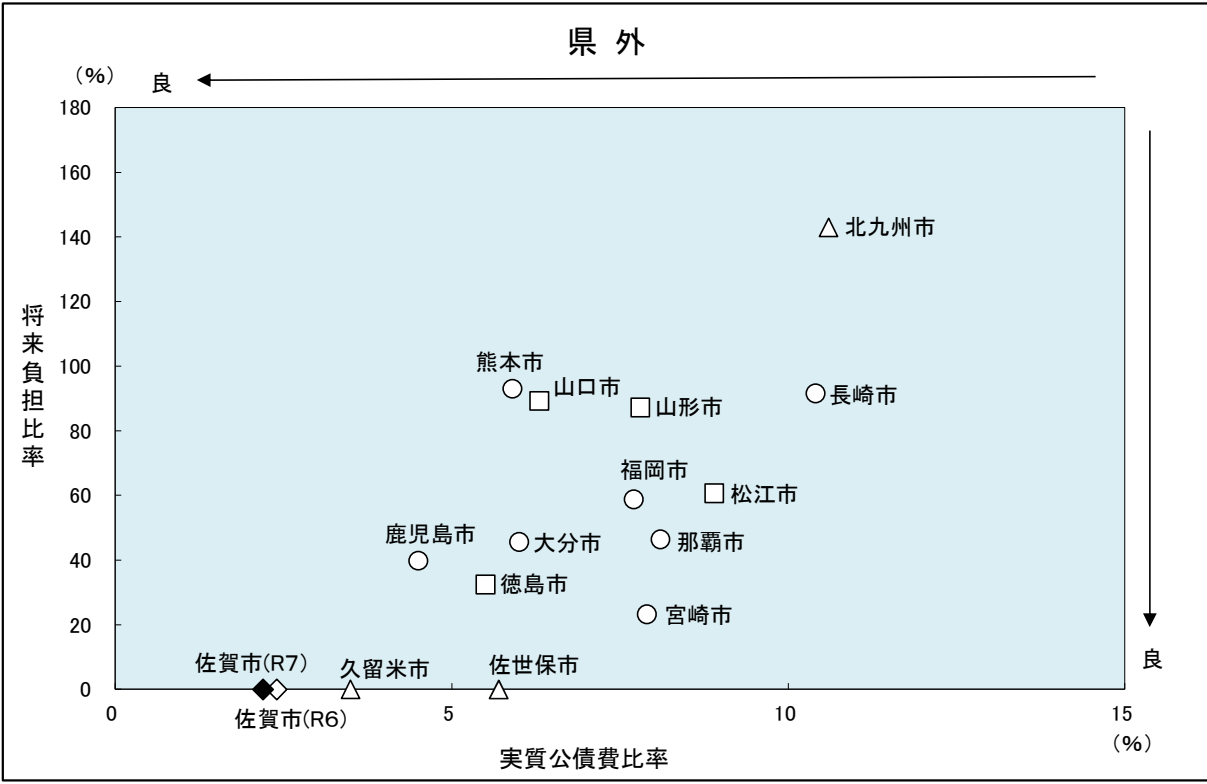
※ 「控除財源」は、現年度において執行すべき事業に係る支出予算のうち、次年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で現年度に収入された部分に相当する額である。

參考資料

令和6年度決算による実質公債費比率と将来負担比率の他自治体との比較



■：県内の市 ◆：佐賀市（R7） ◇：佐賀市（R6）



○：九州・沖縄の県庁所在地（福岡市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市）

□：佐賀市と人口規模が同規模の県庁所在地（徳島市、山形市、松江市、山口市）

△：周辺都市（北九州市、久留米市、佐世保市）

用 語 の 解 説

用 語	解 説
実質赤字比率	一般会計等の歳入決算額から歳出決算額を差し引き、さらに翌年度へ繰り越すべき財源（未収入の特定財源を除く。）を控除したものを、標準財政規模で除することにより算定する。
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。
実質公債費比率	一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の、標準財政規模に対する割合を、過去 3 か年平均として算定したもの。 計算上、分子となる元利償還金等からは、使途が特定されている都市計画税などの特定財源及び元利償還等に係る交付税算入額が差し引かれ、分母となる標準財政規模からも、元利償還等に係る交付税算入額が差し引かれる。 なお、この比率が 18%以上になると、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上になると地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることになる。
将来負担比率	一般会計等が将来的に負うこととなる負担額の、標準財政規模に対する割合。 計算上、分子となる負担額の、当市における主なものは、地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額及び退職手当負担見込額である。 また、分母となる標準財政規模からは、元利償還等に係る交付税算入額が差し引かれる。
早期健全化基準	地方公共団体の財政の健全性を計る基準のひとつで、上記 4 比率のうち、ひとつでもこの基準を超えると「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定しなければならない。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。
法適用企業	公営企業会計において、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の全部又は財務規定を適用し、経理事務を企業会計方式で行っている企業のこと。
基準財政需要額	地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額。
準元利償還金	「公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰入金」、「債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの」などの公債費に準ずると考えられるもの。

用 語	解 説
特定財源	使途が特定されている財源。主なものとして、国庫支出金、県支出金、地方債、負担金、使用料、手数料など。
資金不足比率	地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。
経営健全化基準	早期健全化基準と同様、公営企業の資金不足比率がこの基準を超えると「経営健全化団体」となり、経営健全化計画を策定しなければならない。